

小金井市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小金井市教育員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に基づき、サービスを監督する教育委員会として、教育職員の心身の健康を確保し、在校等時間の長時間化を防ぐための業務量管理・健康確保措置を計画的に推進するために策定します。

本計画を通じて、教育職員が健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を最大限に発揮して、いきいきと子供たちへの教育に邁進できるようにすることを目指します。単なる時間の削減に留まらず、ライフワークバランスを確立し、教育職員が笑顔で子供に向き合うことができる環境づくりを行うことで、本市における教育の質の維持及び向上を図ります。

### (2) 小金井市教育委員会の現状

本市では、「小金井市立学校の管理運営に関する規則」を定め、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

11月に実施した令和7年度働き方改革キャンペーン月間の勤務実態調査結果は、以下のとおりです。

項目	令和4年11月	令和5年11月	令和6年11月	令和7年11月
1か月あたりの平均時間外在校時間	44時間24分	38時間18分	37時間47分	31時間12分
※小学校平均時間外在校時間	43時間13分	37時間26分	36時間31分	30時間06分
※中学校平均時間外在校時間	46時間52分	40時間09分	40時間40分	33時間36分
※副校長平均時間外在校時間	57時間50分	50時間54分	52時間06分	42時間24分
80時間以下の教育職員の割合	93.2%	97.2%	97.3%	99.4%
45時間以下の教育職員の割合	54.1%	63.8%	65.6%	79.2%

#### ① 現状の評価と課題

取組の結果、1か月あたりの平均時間外在校時間は、国の目標（令和11年度までに平均30時間程度）に迫る水準まで改善しました。小学校（30時間06分）に比べ中学校（33時間36分）や副校長（42時間24分）の負担が相対的に高く、職種や校種による偏りの解消が必要です。

80時間以下の教育職員が99.4%、45時間以下の教育職員が79.2%であり、計画的に45時間以下の教育職員の割合を100%にすることが必要です。

## ② 健康面（ストレスチェック結果）

項目	令和4年11月	令和5年11月	令和6年11月	令和7年11月
ストレスチェック（量-コントロール）	101	102	101	100
ストレスチェック（職場支援）	86	85	83	80
ストレスチェック（総合リスク）	86	86	83	80
高ストレス者数（割合）	13.3%	10.6%	10.3%	10.5%

令和7年度の調査では、市全体の総合健康リスクは「80」（全国平均100）と良好な水準です。しかし、高ストレス者が10%を超えていることから、引き続き特定の人に業務が集中していないか注意し、改善を図ることが必要です。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

なお、本計画については、毎年度の実施状況の公表に合わせて点検し、必要な場合は改定します。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月あたり時間外在校等時間が45時間以下の教育職員を100%にします。
- ・ 1年間における1か月あたり時間外在校等時間の平均時間を30時間以下とすることを目指します。

項目	(参考) 令和7年度	目標値			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1か月あたりの平均時間外在校時間	31時間12分	31時間00分	30時間40分	30時間20分	30時間00分
※小学校平均時間外在校時間	30時間06分	30時間00分	30時間00分	30時間00分	30時間00分
※中学校平均時間外在校時間	33時間36分	33時間00分	32時間00分	31時間00分	30時間00分
※副校長平均時間外在校時間	42時間24分	39時間00分	36時間00分	33時間00分	30時間00分
80時間以下の教育職員の割合	99.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
45時間以下の教育職員の割合	79.2%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックの健康リスク値を全国平均100以下にします。
- ・ ストレスチェックの高ストレス者数（割合）を10%以下にします。
- ・ 年次有給休暇の平均取得日数を年間20日とすることを目指します。  
（※ 令和6年度 年次有給休暇平均取得日数 16.9日）

## 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

##### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

###### ① 学校以外が担うべき業務

業務分類	講ずべき措置（本市の取組）
登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	児童・生徒の登校時刻を教育職員の所定の勤務開始時刻より後に設定することを推進します。 保護者・地域住民による通学路の見守り体制の構築を推進します。
学校徴収金の収集・管理	給食費等の学校徴収金について、公会計化の実施を検討・精査します。 公会計化が困難なものについては、保護者による直接購入等を検討します。
過剰な苦情や不当な要求等への対応	市長部局と連携し、教育委員会が組織として責任を持って対応します。 苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、スクールロイヤー等の専門家を活用できる環境の整備に努めます。

###### ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

業務分類	講ずべき措置（本市の取組）
調査・統計等への回答	教育委員会からの調査・研修会等の精選を引き続き進め、校務支援システムの機能等を活用し、事務負担を軽減します。 副校長補佐を配置し、事務体制の強化を図ります。
ICT 機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理	スクール・サポート・スタッフ及びG I G Aスクールサポーターが中心となって行うとともに、学校の実情に即した対応も検討します。
部活動	休日の部活動の地域展開を原則として早期の実現を目指します。 部活動指導員・外部指導員を増員し、教職員の業務軽減を図ります。 また、小金井市立中学校の部活動に関するガイドラインに沿った活動時間・日数に収めます。

###### ③ 教師の業務だが、負担軽減を推進すべき業務

業務分類	講ずべき措置（本市の取組）
授業準備 (小学校副担任)	小学校において、小学校副担任（エデュケーション・アシスタント）を各校2人配置し、教職員の業務軽減を図ります。
授業準備、学習評価や成績処理	教材等の印刷や採点作業等の補助的な業務について、教育職員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）が中心となって実施するとともに、大規模校におけるスクール・サポート・スタッフの拡充措置を有効活用します。 また、校務支援システムや自動採点技術等のデジタル技術の活用を促進し、事務負担を軽減します。
学校行事の準備・運営 (副校長等の業務負担の軽減)	学校共同事務室・スクール・サポート・スタッフが業務分担表を基に、副校長業務の軽減を図ります。 副校長補佐を有効活用するため、継続配置を東京都に要望します。
支援が必要な児童・生徒・家庭への対応	養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等の専門人材との協働を促進します。 教育委員会において医療・福祉・警察等の関係機関との連携に関する研修を実施し、組織的支援体制を構築します。

## (2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の推進のため、校長のリーダーシップのもと、以下の措置を推進します。

### ① 教育課程の見直し

年間総授業時数や週当たり授業時数が標準を大きく上回る学校については、指導体制に見合うものとなるよう見直しし、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出します。

### ② 学校行事等の精選・日課表の工夫

教育的価値を踏まえて学校行事を精選又は統合します。放課後の児童・生徒の活動時間（補習、部活動を含む）を教育職員に割り振られた勤務時間内に適切に設定します。

### ③ 校務の効率化（D Xの推進）

デジタル技術を活用した校務の効率化を推進し、校務D Xチェックリストに基づいた自己点検の達成状況を改善します。

### ④ 外部からの電話等への対応抑制

勤務時間外に外部からの電話等に対応する必要がない環境を整備するため、自動応答メッセージ機能を全校に導入します。

併せて、保護者からのハラスメント事案への対応を強化する観点から、通話録音機能を全校に設置します。

### ⑤ 学校評価との整合性

学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図る際には、その措置が本計画に適合し、在校等時間の長時間化につながらないようにします。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

### ① 長時間勤務者への面接指導

1か月あたり時間外在校等時間が45時間を超えた教育職員には、管理職による面談を実施します。

また、80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施します。

### ② 勤務間インターバルの確保

正規の勤務時間遵守を基本としつつ、教育職員の睡眠と生活時間を守るため、終業から始業まで少なくとも11時間の休息を確保します。

これを健康保持の最低限の基準とし、在校時間の長期化を抑制します。

③ 学校閉庁日・定時退校日

毎年8月11日の山の日に接する平日の4日から5日間を一斉閉校日とし、土・日・祝日を含め実質連続の休日となるよう実施します。

また、所定の勤務終了時刻までに退校する日（定時退校日）を週1回以上（月4回以上）設定します。

④ 年次有給休暇の取得促進

夏季休業中に、土・日を含めて9日以上連続取得を推奨します。

また、年間を通じた計画的な取得を促進し、年間平均取得日数20日の達成を目指します。

⑤ 柔軟な働き方の推進

時差勤務制度、テレワークその他の柔軟な働き方について導入を検討し、環境整備を図ります。

⑥ ストレスチェック及び相談窓口

ストレスチェックの実施率100%を目指し、実施後の集団分析結果も活用して職場改善を推進します。

また、心身の健康問題についての相談窓口を設置します。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 計画の公表と報告

実施計画を策定・変更したときは、遅滞なく公表するとともに、総合教育会議に報告します。

また、毎年度、実施計画の目標達成状況を含む実施状況を公表し、総合教育会議に報告します。

本計画の策定・実施に当たっては、市長部局と認識を共有し、教育職員の健康及び福祉の確保に関し専門的な助言を求めるなど、連携を図ります。

(2) フォローアップ及び学校への支援

取組の着実な実行を図るため、市内の各学校の教育職員の在校等時間の状況を、出勤管理システム等により毎月把握します。

長時間勤務や休憩時間の確保が困難な学校に対し、教育委員会は聞き取りにより業務過多の要因を特定した上で、非常勤教員や副校長補佐等の優先配置、行事等を精選するなどカリキュラム・マネジメントを支援するなど、実効性のある個別支援を行います。

(3) 地域・保護者への周知

保護者及び地域住民の理解を得るため、市長部局と連携し、本計画の内容について周

知を図るとともに、学校運営協議会を活用して、地域と学校の連携を促進し、業務の役割分担の見直しを図ります。

## 学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における  
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける  
校外の見回り、  
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理  
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間  
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や  
不当な要求等の学校では対応  
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動  
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、  
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・  
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保  
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職  
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委  
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備  
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検  
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、  
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ  
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住  
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する  
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員  
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の  
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち  
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中  
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程  
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフ  
との協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集  
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭  
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進